

区域計画の変更内容（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ③ 三井物産株式会社及び三井不動産株式会社が、大手町一丁目地区において、ビジネス交流、MICE機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙5のとおり変更する。【平成28年7月に着工予定】

・東京都市計画都市再生特別地区（大手町一丁目2地区） 別紙5

- ④ 独立行政法人都市再生機構が、東京メトロ日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間において、国際的なビジネス・交流拠点形成を支える都市基盤として新駅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙6のとおり変更する。【平成28年に着工予定】

・東京都市計画都市高速鉄道第2号線 別紙6

- ⑤ 森ビル株式会社及び野村不動産株式会社が、虎ノ門一丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の整備に併せ、バスターミナル、歩行者ネットワーク、国際的なビジネス・交流施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙7～10のとおり決定又は変更する。【平成29年2月に着工予定】

・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目3・17地区）別紙7

・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙8

・東京都市計画虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙9

・東京都市計画虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙10

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる)

- ② 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
・東京都道新宿副都心四号線・十二号線 (別添2)
- ③ 一般社団法人大崎エリアマネージメント等
・大崎駅東西自由通路・夢さん橋 (別添3)
- ④ さかさ川通りーおいしい道計画ー
・蒲田駅周辺街路 (別添4)

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において外国医師を新たに受入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施する。【平成27年12月から実施】

- ① 慶應義塾大学病院 (東京都新宿区)：イギリス人1名
- ② 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院 (東京都文京区)：アメリカ人1名、フランス人1名
- ③ 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院(東京都中央区)及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス(東京都千代田区)：アメリカ人2名